

地域応援団設立及び運営体制整備委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

地域応援団設立及び運営体制整備委託業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 業務名

地域応援団設立及び運営体制整備委託業務

2 業務概要

(1) 業務の目的

第2期音威子府村まち・ひと・しごと創生総合戦略において位置付けている「音威子府村応援団（地域応援団）」の設立及び運営体制構築を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の収束後に向けた、地域内外の交流拡大や関係人口の創出を目指すことを目的とする。特に、北海道おといねっふ美術工芸高等学校をはじめ、本村の特色である美術工芸、蕎麦、鉄道などの地域資源を複合的に活かし、国内外からさまざまな形で応援してくださる個人、民間企業、大学、自治体などの皆さんとの、つながりの機会として地域応援団を設けるものである。

(2) 予算概要等

この業務に係る予算は1,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）となっていることから、業務委託料の積算にあたっては、予算の範囲内とすること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3 契約担当部局

〒098-2501 北海道中川郡音威子府村字音威子府 444 番地 1

音威子府村役場総務課地域振興室

電話 01656-5-3311 FAX 01656-5-3837

tiikishinkou@vill.otoineppu.hokkaido.jp

4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下、参加希望者）は、企画提案書提出時において、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 音威子府村の入札参加資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から業務提案書提出日までのいずれの日においても、音威子府村の入札参加資格者指名停止等を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

5 参加申請手続き

参加希望者は、次のとおり参加申請書等を提出しなければならない。なお、期限までに参加申請手続きを行わなかった者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出書類

- ①参加申請書（様式1）
- ②参加資格要件確認表（様式2）

(2) 提出期限 令和2年10月30日（金）17:00 必着

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 直接持ち込むか、郵送等により提出すること。（※郵送も期限内必着）

(5) 留意事項 参加申請書等提出時点において、音威子府村の入札参加資格を有していない場合は、その旨を様式内に記載するとともに、企画提案書提出時までに諸手続きを終えること。

6 企画提案書作成要領

(1) 提案内容

企画提案は、下記の事項について提案すること。

①地域応援団の全体構築業務（設立に向けた全体構築）

- ・音威子府村の村立高校卒業生やその保護者、また広く村のファンとのつながり作りのための「地域応援団」設立に向けて、どのような体制での設立が望ましいかを提案、説明すること。

②地域応援団の運営体制構築業務（設立実務および設立後の運営体制整備）

- ・設立後の運営体制について、本業務契約担当部局職員による運営を前提とした、体制構築に関する提案、説明をすること。

③その他、設立及び運営体制整備、その後の関係人口創出に必要な業務

- ・地域応援団の体制を軸とした、今後の発展性や事業展開などの可能性、企業版ふるさと納税との連動、新たな地方創生事業等について提案、説明すること。特に、第2期音威子府村まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿ったものであることが望ましい。

④上記提案、業務実施に係る実務担当者等の体制及びスケジュール（計画）など

(2) 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式3）に次の書類を添付して行うこと。

- ①企画提案書別紙
- ②業務に係る事業費積算内訳
- ③その他必要な書類

(3) 提出方法等

- ①提出期限 令和2年11月9日（月）17:00 必着
- ②提出場所 第3に同じ。
- ③提出方法 直接持ち込むか、郵送等により提出すること。（※郵送も期限内必着）
- ④提出部数 10部

7 企画提案書等の取り扱い

- (1) 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 採用となった提案書の著作権は、当該作成者に帰属するものとする。
- (4) 村は、本業務等の手続きや関連する事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。
- (5) 採用となった企画提案については、契約後においては、委託業務内容の一層の充実を図るために、受託者と所管課との間で十分な協議の上、契約金額を超えない範囲で、一部内容の変更を行う場合がある。

8 質問応答等

本業務の企画提案に関する質問については、次のとおり「質疑応答書（様式4）」により提出すること。

- (1) 受付期間
令和2年10月19日～11月6日17:00
- (2) 提出方法
電話連絡の上、メールで送信のこと。メール件名は「地域応援団業務に係る質問について」とすること。
- (3) 提出先（送信先）
第3と同じ。
- (4) 回答
質問に対する回答は、音威子府村ウェブサイトを通じて行い、質問内容と回答内容を公表する。

9 失格要件

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10 企画提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うために、「地域応援団設立及び運営体制整備委託業務プロポーザル審査会（以下、審査会）」を設置する。

(2) ヒアリングの実施

企画提案書の提出後、2次審査として企画提案に関する発表（プレゼンテーション）およびヒアリングを下記のとおり行う。

①実施方法

- ア) 1者ずつの呼び込み方式、持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- イ) 企画提案追加資料の配布は禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ) プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。
- エ) 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

②2次審査予定

書類受付（1次審査）時に、書類や要件不備等ないことを確認し、すみやかに正式な2次審査日程を通知するものとする。予定日程は下記のとおり。

- ア) 日時 令和2年11月中～下旬
- イ) 会場 音威子府村役場庁舎会議室等

(3) 審査項目及び評価基準

選定の評価基準は、提案書の内容を下記項目に基づき評価、点数化し、総合得点の高いものを採用する。この際、総合得点の高いものが複数ある時は、「提案内容の的確性」における点数の上位者を採用する。これについても同点の場合は「業務の理解度、安定性」上位者、さらに全項目同点の場合はくじ引きとする。

評価項目	評価のポイント	配点
1. 業務の理解度・安定性	①受託実績	10
	②本業務および地域実態に対する理解度、取り組み姿勢	20
	③本業務での実施に係る相互の連絡調整の安定性	10
	④地域実態の把握や関係しうる相手方との連携など、本業務後についても配慮がなされているか	10
2. 提案内容の的確性	⑤提案内容のコンセプトが、本村の総合戦略などと連動、発展性があるか（高等学校を活用した交流拡大と関係人口の創出、地域資源（美術工芸、蕎麦、鉄道等）を活かした、つながりの機会としての組織となっているか）	50
	⑥地域応援団運営体制が簡潔でわかりやすいか（本業務後、行政担当課での運営がしやすいか）	30
	⑦ふるさと納税、企業版ふるさと納税等への展開の余地、発展性はあるか	20
	⑧先行事例の把握、他地域との差別化、地域実態を理解した上での、的確な提案内容となっているか	50
	⑨個人情報等の取り扱いに関して適正か	20
3. コスト	⑩本業務の目的とする効果を最大限にしつつ、本業務後の継続的なコストなどを抑えることができる内容であるか	30
合計		250

(4) 審査結果の通知

①受託候補者を特定した時は、企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

ア) 特定ないしは非特定

イ) 評価点数

ウ) 企画提案者名一覧

エ) 今後の契約手続き（受託候補者）

オ) 非特定理由についての説明を求めることができる旨（受託候補者以外）

②受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により、村長に対し説明を求めることができる。期間は、通知の日の翌日から起算して7日以内とし、提出先は第3と同じとする。

(5) 審査内容の公表

受託候補者を特定した時は、次の事項を公表するものとする。

- ①受託候補者
- ②受託候補者の特定理由

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議し、内容について合意の上仕様書を作成するものとする。その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、音威子府村財務規則第 120 条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の可否

要する。

(4) 支払条件

一括後払いとする。

(5) 再委託等の禁止

- ①委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- ②委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて委託者の承諾を得なければならない。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間または期日
参加申請書の提出	令和 2 年 10 月 30 日 (金) まで
企画提案書 (1 次審査・書類確認) の提出	令和 2 年 11 月 9 日 (月) まで
企画提案に関する発表 (プレゼンテーション) およびヒアリング (2 次審査)	令和 2 年 11 月中～下旬頃
審査結果の通知	令和 2 年 11 月下旬頃
契約締結	令和 2 年 12 月上旬頃